

## 「令和3年度 岐阜市における地域生活支援拠点等の整備に関する調査票」 報告書

### 【調査①の趣旨】

目的：岐阜市における地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）における運用状況を把握し、地域の実情に応じた体制整備を図ること。

対象：一般・特定相談支援事業所 短期入所事業所

※運用状況の確認期間は、令和3年4月1日～令和4年1月31日とする。

### 【調査回答率】

	サービス提供事業所数	うち 拠点等登録事業所数	調査回答事業所数	回答率 (%)
一般・特定相談支援事業所	37	10	23	54
短期入所事業所	28	6	17	61

### 【実態把握】

#### 一般・特定相談支援事業所

①岐阜市の拠点等における「緊急」の定義にあてはめた緊急時に対応が必要な利用者数

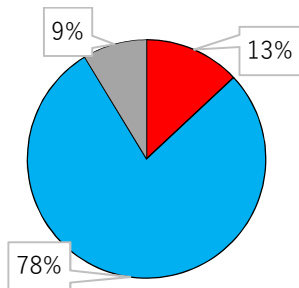
緊急時に対応が必要な該当数 (合計人数)	245人
-------------------------	------

②緊急時を見据えた事前準備

サービス更新時等に提出する書式の作成と岐阜市への提出



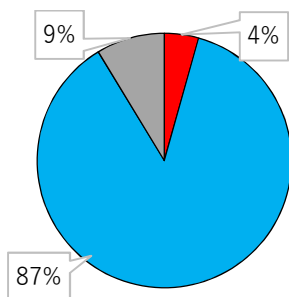
③平日・日中の緊急時対応



平日・日中の緊急対応件数 (合計人数)	3人
------------------------	----

- ある … 3カ所
- ない … 18カ所
- 無回答 … 2カ所

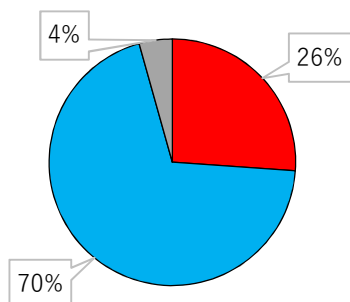
④休日・夜間の緊急時対応



休日・夜間の緊急対応件数 (合計人数)	20人
------------------------	-----

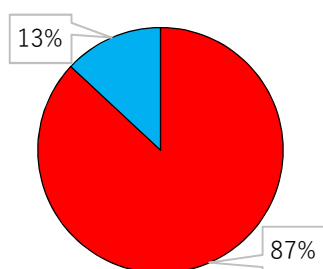
- ある … 1カ所
- ない … 20カ所
- 無回答 … 2カ所

⑤休日・夜間に緊急事態等があった場合の24時間連絡体制



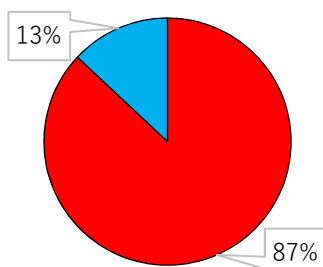
- 24時間連絡が取れる体制 … 6カ所
- 24時間連絡が取れない体制 … 16カ所
- 無回答 … 1カ所

⑥拠点等の5つの機能の中にある「地域の体制づくり」の認知度



- 知っている … 20カ所
- 知らない … 3カ所

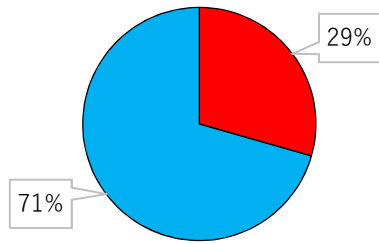
⑦拠点等の機能を担う事業所は「登録が必要である」ことの認知度



- 知っている … 20カ所
- 知らない … 3カ所

## 短期入所事業所

①岐阜市の拠点等における「緊急」の定義にあてはめた緊急時の受け入れ・対応した利用者数



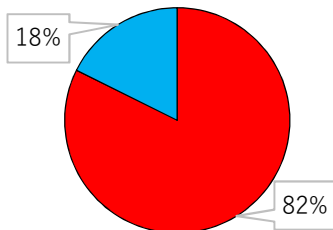
緊急時の受け入れ・対応した該当数 (合計人数)	6人
----------------------------	----

- ある … 5カ所
- なし … 12カ所

②対応したケースの状況・対応について

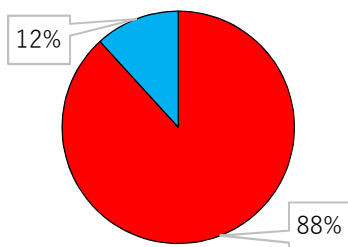
- ・利用歴のある児童の介護者が入院したため、受け入れたケース
- ・主たる介護者の母が病気で長期入院することになり、父だけでは支援が難しく、母の入院期間中、長期の短期入所として受け入れたケース
- ・同施設にある生活介護利用者の主たる介護者が緊急入院となり、急遽対応し、長期の短期入所として受け入れたケース
- ・重症心身障がい児の母が急病となり、市からの依頼により短期入所として受け入れたケース
- ・利用歴のある方の父が入院・手術となり、母が付き添い等をするため、受け入れたケース

③拠点等の5つの機能の中にある「緊急時の受け入れ・対応」の認知度



- 知っている … 4カ所
- 知らない … 3カ所

④拠点等の機能を担う事業所は「登録が必要である」ことの認知度



- 知っている … 15カ所
- 知らない … 2カ所

### 調査①【「相談」「緊急時の受け入れ・対応」について】結果のまとめ

- ・岐阜市では、令和3年4月から拠点等を開始し、11か月経過した。今回の調査において、10か月間の緊急時の現状を把握することができた。
- ・特定相談支援事業所が担当している利用者の中で緊急時に対応が必要な利用者は245人であることにに対し、拠点等開始後、短期入所事業所等で緊急時の受け入れ・対応をした利用者は6人であることから、実際に緊急時に対応が必要な利用者は少ない。
- ・緊急時の支援が見込めない世帯等が緊急事態に陥った場合であっても迅速に対応できるよう緊急時を見据えた事前準備として、特定相談支援事業所に「申請者の状況（緊急時）」の作成と市へ提出いただくよう協力を依頼しているが、「作成し、市へ提出することは知っているが未提出」という特定相談支援事業所が38%である。また、24時間連絡体制が確保できない特定相談支援事業所は70%であり、市との情報共有の必要性を周知していく必要がある。

**【調査②の趣旨】**

目的：岐阜市の現状を把握し、地域の実情に応じた地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）の体制整備を図ること。

対象：訪問系サービス事業所等（居宅介護事業所・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

共同生活援助事業所

**【調査回答率】**

	サービス提供事業所数	拠点等登録事業所数	調査回答事業所数	回答率(%)
訪問系サービス事業所等	81	—	23	28
共同生活援助事業所	30	—	16	53

**【実態把握】**

**訪問系サービス事業所等**

①令和3年度 障害福祉サービス等報酬改定において「拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所が緊急時の対応を行った場合の加算の創設」に対する認知度



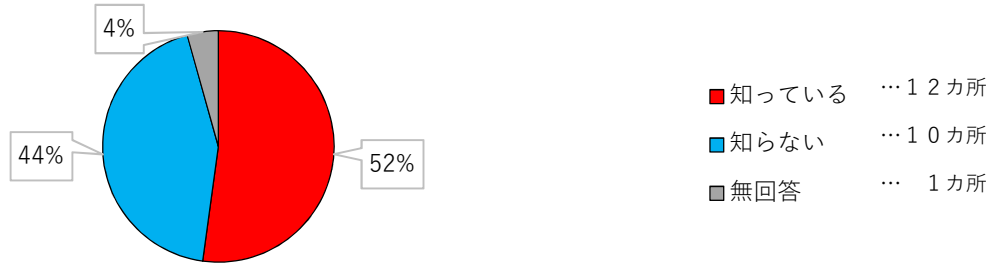
②令和3年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第3回専門部会において「訪問系サービス事業所等の緊急時の受け入れ・対応について」協議されたことに対する認知度



③「緊急時の受け入れ・対応」として訪問系サービス事業所のサービス提供体制



④拠点等の機能を担う事業所は「登録が必要である」ことの認知度



⑤拠点等の機能を担う事業所としての登録意向の有無

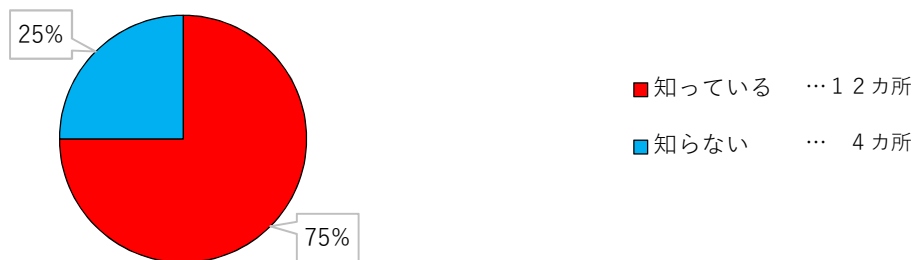


**調査②【訪問系サービス事業所等の「緊急時の受け入れ・対応」について】結果のまとめ**

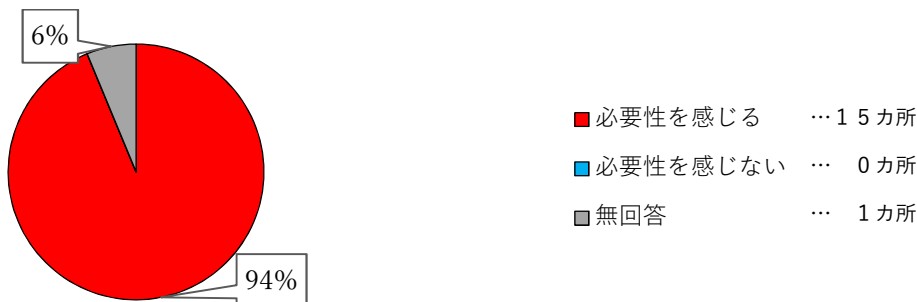
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における緊急時の対応加算の創設について知らない訪問系サービス事業所等は48%、岐阜市障害者総合支援協議会で協議されていることを知らない訪問系サービス事業所等は65%と拠点等に関する認知度は低い。
- ・利用者の受け入れや緊急時のサービス提供内容に条件があるものの、拠点等の機能を担う事業所としての登録の意向については、「条件によって登録したい」との訪問系サービス事業所等が12カ所ある。今後、本市における拠点等の整備を図る中で、訪問系サービス事業所等が担う「緊急時の対応」について、さらに具体的な協議が必要である。

共同生活援助事業所

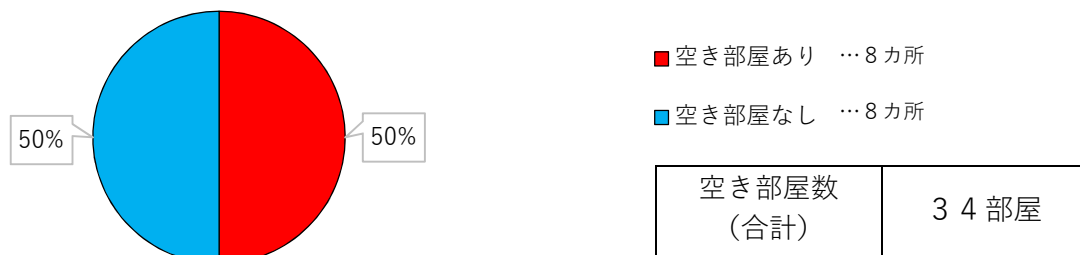
①拠点等の5つの機能の中にある「体験の機会・場」の認知度



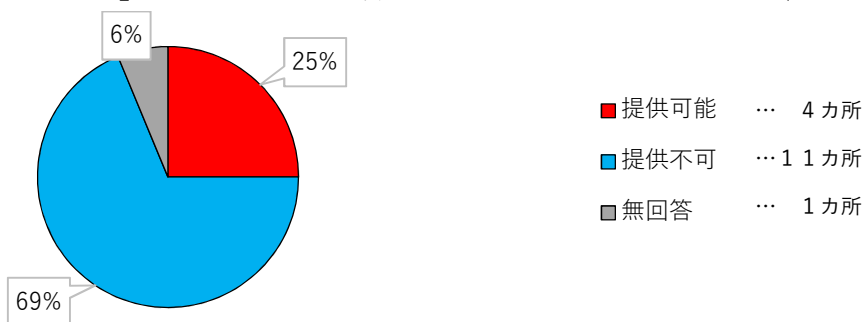
②拠点等が示す「体験の機会・場」の必要性の有無



③空き部屋状況



④「体験の機会・場」として共同生活援助事業所のサービス提供体制（空き部屋があることが条件）

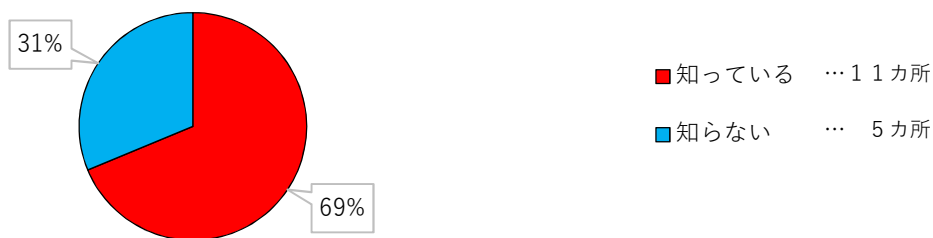


**【空き部屋があれば「体験の機会・場」として共同生活援助事業所の提供可能なこと】**

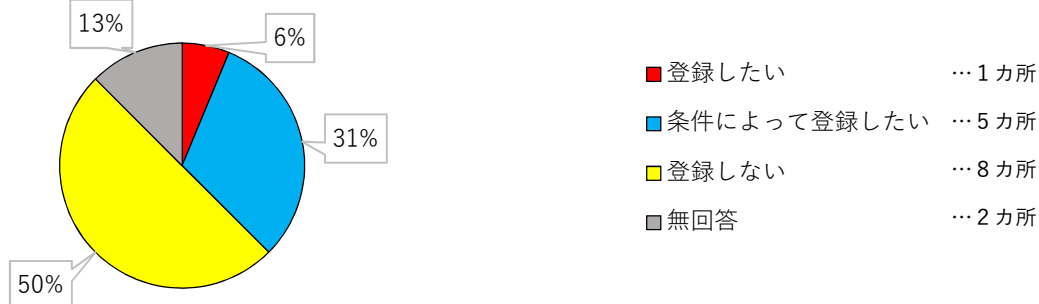
- ・ 食事・入浴等の生活支援や相談
- ・ 宿泊体験の機会・場の提供
- ・ 地域移行や親元からの自立のため、ひとり暮らしの体験の機会・場の提供

※提供の条件として、「体験利用者の特性による」「夜間支援員がいないため、夜間の生活の様子は把握できない」「無断外出、徘徊、喫煙習慣がなければ、体験宿泊可能」との意見もある。

⑤拠点等の機能を担う事業所は「登録が必要である」ことの認知度



⑥拠点等の機能を担う事業所としての登録意向の有無



**調査②【共同生活援助事業所の「体験の機会・場」について】結果のまとめ**

- ・拠点等が示す「体験の機会・場」の認知度は75%であり、「体験の機会・場」の必要性は感じている。
- ・一方では、「空き部屋がない」または「空き部屋があっても提供は不可」との共同生活援助事業所も多い。
- ・拠点等の機能を担う事業所として「条件によって登録したい」との意向を示された共同生活援助事業所が31%ある。
- ・利用者を受け入れるには条件があるものの、空き部屋があれば「体験の機会・場」として提供可能な共同生活援助事業所もあるため、今後どのような体験の機会・場があると良いのかを協議する必要がある。